

平成30年12月6日

# 平成30年広島県議会12月定例会議案（その1）

広島県



## 平成30年度広島県議会12月定例会議案目次（その1）

県第95号	平成30年度広島県一般会計補正予算（第5号）	1
県第96号	平成30年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）	15
県第97号	平成30年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）	19
県第98号	平成30年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	23
県第99号	平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第4号）	29
県第100号	平成30年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）	33
県第101号	平成30年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）	37
県第102号	平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	39
県第103号	平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第3号）	41
県第104号	平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）	43



県第95号議案

平成30年度広島県一般会計補正予算（第5号）

平成30年度広島県一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,505,516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,171,052,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		5,495,181	39,020	5,534,201
	2 負担金	4,978,279	39,020	5,017,299
9 国庫支出金		204,625,791	11,358,814	215,984,605
	1 国庫負担金	152,094,263	3,307,739	155,402,002
	2 国庫補助金	50,140,646	8,051,075	58,191,721
11 寄附金		47,851	1,736,967	1,784,818
	1 寄附金	47,851	1,736,967	1,784,818
12 繰入金		48,838,137	5,241,215	54,079,352
	2 基金繰入金	48,445,814	5,241,215	53,687,029
15 県債		161,253,868	5,129,500	166,383,368
	1 県債	161,253,868	5,129,500	166,383,368
歳 入 合 計		1,147,547,025	23,505,516	1,171,052,541

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,027,447	5,758	2,033,205
	1 議会費	2,027,447	5,758	2,033,205
2 総務費		46,490,227	1,786,051	48,276,278
	1 総務管理費	21,989,172	1,753,965	23,743,137
	2 企画費	7,514,513	13,341	7,527,854
	3 地域振興費	4,761,079	3,096	4,764,175
	4 徴税費	9,489,033	11,065	9,500,098
	5 選挙費	289,378	155	289,533
	6 防災費	1,424,804	1,829	1,426,633
	7 統計調査費	601,257	1,167	602,424
	8 人事委員会費	201,951	733	202,684
	9 監査委員費	219,040	700	219,740
3 民生費		140,133,136	47,730	140,180,866
	1 社会福祉費	94,757,459	8,369	94,765,828
	2 児童福祉費	29,550,598	39,361	29,589,959
4 衛生費		82,328,225	17,474	82,345,699
	1 公衆衛生費	60,853,179	2,293	60,855,472
	2 環境衛生費	2,501,344	1,345	2,502,689

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境保全費	5,689,062	2,482	5,691,544
	4 保健所費	1,796,192	7,267	1,803,459
	5 医薬費	8,885,493	4,087	8,889,580
5 労働費		3,236,606	5,452	3,242,058
	1 労政費	377,692	625	378,317
	2 職業訓練費	2,105,472	3,689	2,109,161
	3 雇用対策費	597,793	715	598,508
	4 労働委員会費	155,649	423	156,072
6 農林水産業費		35,527,104	679,220	36,206,324
	1 農業費	7,736,458	665,204	8,401,662
	2 畜産業費	1,484,539	3,178	1,487,717
	3 水産業費	2,526,878	1,674	2,528,552
	4 農地費	7,077,967	4,093	7,082,060
	5 林業費	16,701,262	5,071	16,706,333
7 商工費		65,827,868	11,210,574	77,038,442
	1 商業費	2,394,285	6,574	2,400,859
	2 工鉱業費	62,151,593	11,204,000	73,355,593
8 土木費		129,053,085	7,436,109	136,489,194
	1 土木管理費	7,444,017	25,868	7,469,885
	2 道路橋梁費	42,181,871	3,715	42,185,586



	3 河川海岸費	60,272,116	7,204,935	67,477,051
	4 港湾費	9,933,145	183,600	10,116,745
	5 都市計画費	8,023,713	17,833	8,041,546
	6 住宅費	228,401	80	228,481
	7 空港費	969,822	78	969,900
9 警察費		62,512,596	240,163	62,752,759
	1 警察管理費	58,495,358	240,163	58,735,521
10 教育費		198,672,857	585,335	199,258,192
	1 教育総務費	27,333,431	9,855	27,343,286
	2 小学校費	58,809,914	232,904	59,042,818
	3 中学校費	33,795,336	123,056	33,918,392
	4 高等学校費	54,735,500	161,446	54,896,946
	5 特別支援学校費	17,030,850	55,048	17,085,898
	7 社会教育費	1,287,106	2,981	1,290,087
	8 保健体育費	1,439,423	45	1,439,468
11 災害復旧費		94,954,080	1,491,650	96,445,730
	1 農林水産施設災害復旧費	22,547,213	431,200	22,978,413
	2 土木施設災害復旧費	71,238,290	850,000	72,088,290
	3 公共施設災害復旧費	637,577	210,450	848,027
12 公債費		152,848,788	0	152,848,788
	1 公債費	152,848,788	0	152,848,788

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		1,147,547,025	23,505,516	1,171,052,541

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
6 農林水産業費			1,764,000	3,189,782	
	3 水産業費			0	443,477
		漁港改修費		0	63,250
		漁港海岸保全施設整備費		0	34,927
		港整備交付金		0	345,300
	4 農地費			0	523,660
		かんがい排水事業費		0	159,571
		基幹水利施設補修事業費		0	55,650
		圃場整備事業費		0	113,925
		農道整備事業費		0	192,700
		受託工事費		0	1,814
	5 林業費			1,764,000	2,222,645
		山地治山事業費		0	440,270
		離島振興対策治山事業費		0	18,375
8 土木費			13,340,000	34,686,442	
	1 土木管理費		0	22,097	
		建築物耐震化促進事業費		0	22,097

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	2 道路橋梁費		0	554,700
		道路災害防除費	0	76,800
		道路改良費（補助）	0	477,900
	3 河川海岸費		13,340,000	32,291,007
		河川改修費	0	427,732
		河川情報基盤緊急整備事業費	0	37,000
		河川災害関連事業費	0	3,570,000
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	0	1,680,000
		通常砂防費（補助）	0	421,100
		地すべり対策砂防費（補助）	0	20,000
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	0	465,605
		土砂災害情報相互通報システム整備事業費	0	22,000
		緊急砂防費	13,000,000	24,510,010
		緊急急傾斜地崩壊対策事業費	340,000	854,060
		高潮対策費（海岸）	0	121,500
		港湾海岸保全施設費	0	162,000
	4 港湾費		0	1,069,760
		港湾維持修繕費	0	680,400
港湾補修費		0	78,360	

		港湾環境整備事業費	0	70,000
		港整備交付金事業費	0	241,000
	5 都市計画費		0	748,878
		街路事業費（補助）	0	748,878
11 災害復旧費			47,250	24,864,944
	2 土木施設災害復旧費		0	24,817,694
		現年発生災害土木施設復旧費（単独）	0	200,000
		過年発生災害土木施設復旧費	0	36,608
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	0	24,581,086
合 計			15,151,250	62,741,168



第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島県立中央森林公園管理委託事業（フォレストヒルズガーデン地区）	平成30年度から 平成32年度まで	97,522	平成30年度から 平成35年度まで	244,267
施設内訓練民間活力導入事業	—	—	平成31年度	46,604
離転職者委託訓練事業	平成31年度	71,418	平成31年度から 平成33年度まで	343,067
広島県信用保証協会の損失補償	平成30年4月1日から 平成46年7月31日まで	209,000	平成30年4月1日から 平成46年7月31日まで	377,000





第4表 地方債補正

(追加及び変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	34,325,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	37,687,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	25,832,600	同上	同上	同上	25,942,100	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	996,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	2,277,600	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	4,126,700	同上	同上	同上	4,138,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上
児童福祉施設整備事業	—	—	—	—	9,500	同上	同上	同上
合併特例事業	641,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	641,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
						降に繰り延べることができる。		
防災対策事業	7,787,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	7,787,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
地方道路等整備事業	11,927,800	同上	同上	同上	11,927,800	同上	同上	同上
河川等整備事業	1,084,100	同上	同上	同上	1,439,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上
合計	161,253,868				166,383,368			

県第96号議案

平成30年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）

平成30年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 638,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		638,834	115	638,949
	2 財産収入	383,491	115	383,606
歳 入 合 計		638,834	115	638,949

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		638,834	115	638,949
	1 県営林事業費	638,834	115	638,949
歳 出 合 計		638,834	115	638,949



県第97号議案

平成30年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）

平成30年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,853,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		15,853,893	85	15,853,978
	2 使用料及び手数料	2,539,268	85	2,539,353
歳 入 合 計		15,853,893	85	15,853,978



歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		15,853,893	85	15,853,978
	2 広島港費	3,445,343	50	3,445,393
	3 福山港費	178,690	35	178,725
歳 出 合 計		15,853,893	85	15,853,978

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 港湾特別整備事業費			380,000
	2 広島港費		300,000
		臨海土地造成事業費	300,000
	4 尾道糸崎港費		80,000
		臨海土地造成事業費	80,000
合計			380,000

県第98号議案

平成30年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

平成30年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 220,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,425,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業収入		9,205,289	220,398	9,425,687
	1 分担金及び負担金	4,684,522	39,999	4,724,521
	2 国庫支出金	1,601,000	133,599	1,734,599
	4 繰入金	2,117,910	6,500	2,124,410
	7 県債	784,600	40,300	824,900
歳 入 合 計		9,205,289	220,398	9,425,687

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		7,147,016	220,398	7,367,414
	2 流域下水道建設事業費	3,064,600	220,398	3,284,998
歳 出 合 計		9,205,289	220,398	9,425,687

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			19,262
	2 流域下水道建設事業費		19,262
		瀬野川処理区	19,262
合計			19,262

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	784,600	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	824,900	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べる ことができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	784,600				824,900			





県第99号議案

平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第4号）

平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,042,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5,040,879	1,730	5,042,609
	2 使用料及び手数料	3,295,292	1,730	3,297,022
歳 入 合 計		5,040,879	1,730	5,042,609

(単位：千円)					
歳 出					
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 県営住宅事業費		3,911,690	1,730	3,913,420	
	1 県営住宅事業費	3,911,690	1,730	3,913,420	
歳 出 合 計		5,040,879	1,730	5,042,609	



県第100号議案

平成30年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 564,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		414,600	149,400	564,000
	1 繰越金	64,187	149,400	213,587
歳 入 合 計		414,600	149,400	564,000

(単位：千円)				
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		414,600	149,400	564,000
	1 高等学校等奨学金	414,600	149,400	564,000
歳 出 合 計		414,600	149,400	564,000





県第101号議案

平成30年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成30年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 病 院 事 業 費 用	27,047,436 千円	59,070 千円	27,106,506 千円
第1項 医 業 費 用	25,435,167 千円	59,070 千円	25,494,237 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条列記中職員給与費「13,997,874千円」を「14,056,944千円」に改める。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦



県第102号議案

平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
（4）主 要 な 建 設 改 良 事 業			
太田川東部工業用水道事業	350,514 千円	73 千円	350,587 千円
沼田川工業用水道事業	2,253,893 千円	36 千円	2,253,929 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	3,591,699 千円	945 千円	3,592,644 千円
第1項 営業費用	3,390,124 千円	945 千円	3,391,069 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 692,897千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,190千円、過年度分損益勘定留保資金 305,757千円及び当年度分損益勘定留保資金 319,950千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	3,409,833 千円	109 千円	3,409,942 千円
第1項 建設改良費	2,885,003 千円	109 千円	2,885,112 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条列記中職員給与費「252,477千円」を「253,531千円」に改める。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第103号議案

平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(2) 土 地 造 成 事 業			
土 地 造 成 事 業 費	1,278,989 千円	40 千円	1,279,029 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	1,184,761 千円	40 千円	1,184,801 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	1,368,261 千円	315 千円	1,368,576 千円
第1項 営 業 費 用	1,277,527 千円	315 千円	1,277,842 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 104,528千円は、過年度分損益勘定留保資金 104,528千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,849,405 千円	40 千円	7,849,445 千円
第1項 土 地 造 成 費	1,278,989 千円	40 千円	1,279,029 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「82,584千円」を「82,939千円」に改める。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第104号議案

平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
広島水道用水供給施設建設事業	5,271,374 千円	539 千円	5,271,913 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	211,896 千円	41 千円	211,937 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,691,308 千円	77 千円	1,691,385 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	10,001,781 千円	2,125 千円	10,003,906 千円
第1項 営 業 費 用	9,210,651 千円	2,125 千円	9,212,776 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,348,519千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 432,425千円、建設改良積立金 792,455千円、過年度分損益勘定留保資金 1,341,779千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,781,860千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	9,321,808 千円	657 千円	9,322,465 千円
第1項 建 設 改 良 費	7,176,991 千円	657 千円	7,177,648 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条列記中職員給与費「746,609千円」を「749,391千円」に改める。

平成30年12月6日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦